
プロジェクト リスク分担型企業年金に関する会計処理**項目 第 81 回退職給付専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下、「文案」という。)について、第 81 回退職給付専門委員会(2016年5月18日開催)で聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計処理

2. リスク分担型企業年金のうち、退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類されるものは、当該基準等に従うため本実務対応報告で取扱いを示していないと記載しているが、当該基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるものも、当該基準等に従う点は同様である。このため、確定給付制度に分類される場合の取扱いについては特に異論がないことから取扱いを示していない旨を明記してはどうか。
3. 費用処理される掛金に特別掛金相当額が含まれないことを明記すべきである。一方、移行時に未払金等として計上する特別掛金相当額について、移行後の会計処理を記載する必要はない。

退職給付制度間の移行等

4. リスク分担型企業年金への移行により、制度上は企業年金制度が終了するわけではないにもかかわらず、会計上、退職給付制度の終了として取り扱うこと理由を追記したほうが望ましいものの、公開草案では当該追記の有無にこだわらない。
5. 従来の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行では、確定拠出年金制度への移換とは異なり、制度上、外部に資産が移換することは生じないため、当該事象に関して「資産の移換」という表現を用いることは避けた方がよい。
6. 特別掛金相当額を未払金等に計上する根拠として、リスク分担型企業年金では、通常の確定給付企業年金と異なり、特別掛金相当額の支払額が確定される点を追記できないか検討いただきたい。

開示

7. 注記事項として求められる「企業の採用するリスク分担型企業年金の概要」につい

て、実務対応報告に記載している事項はあくまで例示であり、どの程度詳細に記載するのかは個々の企業において判断するため、本実務対応報告の取扱いを見直さない限り、簡略な記載に見直せないのは実務上厳しいとの印象を受ける。

以 上